

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第15号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

志賀原発は新基準「不適合」、速やかな結論を!

—5.31原子力規制委員会に要請行動—

志賀原発直下の活断層の見落としが指摘されてから3年9カ月、地震や活断層の専門家からなる有識者会合が評価書をまとめ、4月27日に原子力規制委員会に提出しました。評価書は、1号機原子炉建屋の下を走るS-1断層については「逆断層活動により変位したと解釈するのが合理的」、2号機タービン建屋の下を走るS-2・S-6断層については「逆断層として活動した可能性があり、将来、地表に変位を及ぼす可能性は否定できない」としています。主要な論点について、北陸電力の主張はことごとく否定されたのです。

原子カムラから一線を画した専門家が、2回の現地調査も含め、2年余りの議論を重ねて全会一致で下した結論であり、専門的・科学的な結論は出たと言っていいでしょう。弁護団はさっそく評価書を証拠として提出しました。規制委員会としても評価書を「重要な知見」とし、北電から提出されている2号機の新規制基準適合性審査の申請は速やかに不適合、今後提出されると言われている1号機の申請についても、もはや議論するまでもなく却下すべきです。

しかし、果報は寝て待てと、のんびり構えているわけにはいきません。安倍政権下の規制委員会は、発足当初、掲げられていた政治や原子カムラからの独立性など忘れ去ったかのように、川内原発や高浜原発を不十分な審査で再稼働させ、さらに40年を超えた老朽原発の審査も原則と例外を逆転させ、延長を許可しました。これでは新規制基準で定められた「将来活動する可能性のある断層等」の定義もいつの日か捻じ曲げかねません。

さらに評価書に付け加えられた「今後の課題」、北電にデータの拡充等を求めたものですが、これも曲者です。これで評価書の結論が覆るとは思えませんが、評価書の結論や位置づけが曖昧にされ、規制委員会が行う



5月14日、原告・サポーター、弁護団、市民のみなさんら約180名に参加いただき、志賀町文化ホールで原告団総会を開催しました。

総会では、今年度の活動方針・予算など全議案が承認され、引き続き佐藤和良さん(福島原発告訴団副団長・前いわき市議)による記念講演、そして志賀町内のデモ行進で「志賀原発廃炉!」「裁判勝利!」を訴え、成功裡に一連の行動を終えることができました。

参加いただいたみなさま、どうもありがとうございました。

行政判断が、いつの間にか政治判断にすり替わりかねません。

私たちは速やかな基準不適合の判断を求めるとともに、政権や原子カムラとの癒着は厳しく監視していかなければなりません。規制委員会の変質は全国の仲間と連帯して糾弾していく重要な運動課題です。

このような理由から、「さよなら！志賀原発ネットワーク」で検討されてきた原子力規制庁への申し入れについて、原告団としても積極的に参加していくこととしました。

通常国会の閉会を翌日に控えた5月31日、富山、石川から13名、さらに首都圏の市民グループの皆さんも含め総勢19人が参議院議員会館の地階B104号会議室に集合しました。さらに今回の要請行動でお世話になった福島瑞穂参議院議員にも駆けつけていただきました。



まず12時半から前段集会を行い、マスコミも含めて申し入れの趣旨や経緯をレクチャーし、13時半からの要請行動に入りました。森一敏金沢市議の司会進行で、まず中垣たか子さよならネット共同代表が趣旨を説明し、要請書を手渡しました。規制庁の対応は安全管理官（BWR担当）の布田氏、安全規制管理官（地震、津波担当）の斉藤氏。規制庁から要請項目に対する回答を聞き、その後、一

問一答形式で問題点、疑問点をさらに追及しました。

- ◇要請項目（1）適合性審査は評価書の結論に従って判断してください。
- （2）2号機については速やかに「不適合」との結論を出してください。
- （3）1号機は適合性審査の申請があっても却下してください。

◇規制庁回答…今後事業者からデータの拡充を受け、評価書を「重要な知見の一つ」として参考にしつつ、新規制基準の適合性について最終的に判断していく。1号機も申請があれば同様の対応となる。

以下、主な質疑応答です。

Q. 評価書が今後覆される可能性はあるのか？

A. 事業者から追加のデータとしてどのようなものが出るかわからない。その意味で白紙だ。有識者会合を再度開くことはない。規制庁にも地質の専門家はある。これからは規制委員会として判断していく。

Q. 北電に求めた「データの拡充」の提出期限は？時間の無駄遣いではないか？

A. 期限はない。申請者が申請を取下げをするまで、行政機関は審査をする義務がある。

Q. 住民は不安な中で暮らし続けるのか。

A. 廃止措置が終了するまで事業者の安全管理を確認し、規制していく。

Q. 北電には隠蔽体質がある。強制的に生データを出させるべきではないか？

A. 審査をする上で必要なデータは、提出を指示していく。必要があれば我々も調べる。

Q. 北電は株主総会で「有識者会合」は法的根拠のない組織であり、評価書も「単なる参考意見の一つ」と言っている。住民に不信感が生まれている。規制委員会の見解は？



A. 北電の宣伝は我々がとやかくいう話ではない。有識者会合は規制委員会として決定し立ち上げた組織であり、正式な組織だと考えている。「単なる参考意見」という言い方は、こちらはしていない。

Q. 北電は「自分たちの意見は取り上げてもらえなかった」と言っている。

A. 有識者会合は、評価する上で必要な情

報は聞いている。ある段階で、これ以上聞いても出てこないとの判断があった。

以上、長時間の交渉の要約ですが、今後の見通し、制度の課題、さらには独自見解を吹聴する北電の体質など、今後の私たちの訴訟や運動の参考になる回答を引き出すことができました。今回の要請行動の設定にご尽力いただいた原水禁の井上さん、福島瑞穂事務所、阿部知子事務所に感謝申し上げます。（「志賀原発を廃炉に!訴訟」原告団事務局）

【北陸電力の株主総会】今年も実現しました、脱原発の株主提案

北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会 中垣たか子

今年の電力会社の株主総会は6月28日に一斉に開催され、9社そろって脱原発株主議案が提出されました。「北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会」では99名（株数10万800株）の株主の協力により、「志賀原発の廃炉」、「再処理とプルサーマル禁止」などの5議案を提出することができました。

強引な議事運営は変わらず

— 昨年の初めての株主提案は48名（株数3万3200株）、昨年は67名（6万1200株）と脱原発議案の共同提案参加者は増えていますが、北陸電力の強引な議事運営は少しも変わりありません。

とくに株主議案の提案理由説明は「一議案3分」というのが他の各社共通なのに、北電は議案数にかかわらず「全部で15分」に制限しています。質問時間も一回3分で、3分になる前からうるさく注意し始め、株主にはできる限り発言させないように懸命になっている様子は滑稽なほどです。

事前に提出した質問への一括回答も、きわめておざなりです。「総会における取締役等の説明義務」が会社法に明記されているのに、「事前質問に対しては説明義務なし」と開き直っているのです。回答しなかった質問について総会後に説明する機会を設けている会社もあるのですが、北電は「回答すべき質問には全て回答している」と強弁し、後から説明することも拒否しています。



あくまでも再稼働に固執する北電

今年の株主総会は、2012年夏以来の懸案だった敷地内活断層問題に『断層（S-1とS-2・S-6）は活断層である可能性が否定できない』という有識者会合の結論が出た2ヵ月後に開催されました。しかもその評価書が提出された直前に熊本地震が発生し、活断層が引き起こす直下型地震の怖さを目の当たりにしたというのに、再稼働に固執する北電の姿勢は相変わらずというか、より強硬なほどです。

自治体株主による脱原発の株主議案提出も

「株主の会」では、総会前に大株主である富山県と金沢市に「住民の命と暮らしを守る自治体として脱原発議案にぜひ賛同を」と申入れを行なっています。今までのところ富山県も金沢市も脱原発議案にはすべて反対ですが、富山県は“役員報酬の個別開示を求める議案”についてのみ反対はせずに棄権しています。

3.11後、関西電力の総会では、株主の京都市や大阪市が「脱原発依存」や「経営の透明性の確保」などの議案を提出するようになりました。京都市は法人株主に対して市の議案に賛同の呼びかけもしています。両市とも市長が総会に出席し発言するなど、富山県や金沢市とは大違いです。関電の例ほど目立たなくても、東北電力、東京電力の総会でも自治体株主が脱原発議案に賛成、あるいは棄権するなど、各地を見渡せばいろいろな変化が出てきています。

年に一度のチャンス、もっと活用を

株主総会の議決は株数で決まるため、金融機関など大株主の過半数の賛同を得ない限り脱原発議案が可決される見込みはありません。しかし、取締役をはじめ普段は会えない人々の前で「脱原発の選択は経済的観点からも合理的」とアピールできる年に一度のチャンスです。メディアの注目度も高いこの機会を、脱原発の実現のためにもっと活用できるよう、ご支援・ご協力をこれからもよろしくお願いいたします。

information

「志賀原発を廃炉に!訴訟」は提訴から5年目に入り、一審の審理が最終盤を迎えています。私たちの訴訟が他の原発訴訟と違っているのは、「原発直下の断層が活断層であるか否か」が最大の争点である、という点です。この問題について原子力規制委員会有識者会合は、「活断層である可能性を否定できない」という評価書を全会一致でまとめて規制委に提出し、受理されました。私たち原告・弁護団はこの評価書が最も決定的な「証拠」であり、規制委員会での審議を待つまでもなく、早期に結審すべきだと主張して攻勢を強めています。

勝訴に向けた法廷内外の活動を支えていくためにも、2016年度の会費未納の方は早急に納入くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

【口頭弁論の日程】 傍聴席を満席にして、廃炉への決意を示しましょう!!

- ◇月日 第20回…9月1日（木） 第21回…12月5日（月）
- ◇集合 午後2時15分（兼六公園下・白鳥路利家像前）～裁判所まで行進
- ◇会場 金沢地裁（口頭弁論）⇒北陸会館5F（報告集会）